



2026年3月3日

各 位

上場会社名 任天堂株式会社
代表者 代表取締役社長 古川 俊太郎
(コード番号: 7974 東証プライム市場)
問合せ先責任者 総務本部長 山岸 健太郎
(TEL: 075 - 662 - 9600)

売出株式数の変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において決議し、同日公表いたしました当社普通株式の売出しに関し、株式売出し(引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し)に係る事項のうち売出株式数を下記のとおり変更いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 変更理由

当社は、本日公表しました「自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得結果及び自己株式の取得終了並びに自己株式の消却に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けによる自己株式の取得(取得株式の総数 11,430,000 株、取得価額の総額 99,921,060,000 円)を行い、引受人の買取引受による売出しの売出人が、それぞれ当該自己株式取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却いたしました。

その内訳及び総数は以下のとおりであり、当該売却の結果、引受人の買取引受による売出しにおける売出株式数及び各売出人の売出株式数並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける売出株式数を変更するものです。

野村信託銀行株式会社	5,816,200株
(退職給付信託三菱UFJ銀行口)	
株式会社京都銀行	2,762,500株
株式会社ディー・エヌ・エー	1,657,400株
株式会社りそな銀行	151,400株
売出人による売却株式数合計	10,387,500株

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、売出株式数の変更に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

II. 変更後の売出株式数

1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)における売出株式数

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 23,665,300 株	
(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏名又は名称 野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱UFJ銀行口) 株式会社京都銀行 株式会社ディー・エヌ・エー 株式会社りそな銀行	売出株式数 11,688,600 株 7,237,500 株 4,342,600 株 396,600 株

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)における売出株式数

- (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数
- 当社普通株式 3,549,700 株
- なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日(2026年3月9日(月)から2026年3月12日(木)までの間のいずれかの日)に決定される。
- (2) 売 出 方 法
- 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から3,549,700株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、売出株式数の変更に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。